

小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小金井市いじめ防止対策推進条例（令和2年条例第33号。以下「条例」という。）第12条第8項の規定に基づき、小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 条例第12条第2項の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 弁護士
- (3) 心理に関する専門的な知識を有する者
- (4) 福祉に関する専門的な知識を有する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第3条 対策委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、対策委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議及び議事)

第4条 対策委員会の会議は、委員長が招集する。

2 対策委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。ただし、第6条に規定する除斥により過半数に達しなくなったときは、この限りでない。

3 対策委員会の議事は、出席した委員（第6条の規定により除斥された者を除く。以下この条において同じ。）の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 条例第12条第5項に規定する法第28条調査（以下「法第28条調査」という。）に係る対策委員会の会議は、出席した委員の過半数で議決したときは、全部又は一部を公開しないことができる。

(関係者の出席等)

第5条 対策委員会は、調査審議のため必要があると認めるときは、関係者に対し、

会議への出席を求め、意見もしくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(除斥)

第6条 対策委員会の委員は、自己又は親族の利害に関係のある事項については、その議事に加わることができない。ただし、対策委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(専門調査員)

第7条 法第28条調査において専門事項を調査するため必要があるときは、対策委員会に専門調査員を置き、調査をさせることができる。

(謝礼)

第8条 専門調査員には、予算の範囲内で謝礼を支払うものとする。

(守秘義務)

第9条 委員及び専門調査員は、調査又は審議を行うに当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 対策委員会の庶務は、学校教育部指導室において処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、対策委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。